

第1期成田市こども計画 別冊

施策の体系に基づく具体的な取組 (案)

令和●年●月●日現在

- ・この別冊は、第1期成田市こども計画の計画期間内において実施を予定している施策に係る具体的な取組の一覧です（なお、実施を検討している事業も含まれます。）。
- ・事業の対象は次のとおりです。
 - 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者（0～5歳）
 - 学童期：小学生（6～12歳）
 - 思春期：中学生からおおむね18歳までの者（12～18歳）
 - 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者（18～29歳）※施策によっては、ポスト青年期（30～39歳）までの者も対象としています。
- ・各事業の「取組事項」の欄には、第4章 施策の展開のうち各基本施策に掲載する表「主な取組事項」内の「No.」を掲載しています。
- ・この別冊に掲載する取組は、毎年度更新することとします。

※事業の一例を示したものです。

【目次】

基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

基本施策① こどもの意見の表明・社会参画の推進	2
基本施策② こどもの権利の保障	3
基本施策③ 教育・保育の充実	4
基本施策④ こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実	9
基本施策⑤ 障がい児・医療的ケア児等への支援	15
基本施策⑥ 困難に直面するこどもへの支援	18

基本目標2 こどもが安心して育つための家庭への支援

基本施策① 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	20
基本施策② 子育て支援サービスの充実	25
基本施策③ 子育て世帯への経済的支援	27
基本施策④ 生活に困難等を抱える子育て家庭への支援	30

基本目標3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり

基本施策① 地域における子育て支援活動の推進	33
基本施策② こどもや子育て世帯が安心して過ごせる環境の整備	35

第1期成田市こども計画 施策の体系に基づく具体的な取組

基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

基本施策① こどもの意見の表明・社会参画の推進

計画 ページ	取組 事項	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
95	2	市政懇談会開催事業	まちづくり茶論の一環として、次世代を担う子ども達（小学生）を対象とし、学校生活や成田市への思い、将来の夢などについて、市長と直接対話をするこども茶論を実施する。また、中学生議會を市議会に準じた形で開催し、中学生の視点からの意見を聴く機会とする。		○	○			市民協働課

基本施策② こどもの権利の保障

計画 ページ	取組 事項	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
97	1	人権に関する普及・啓発、相談について	権利に関する理解と関心を深めるためのイベントや啓発事業、人権教室などを実施する。	○	○	○	○		市民協働課
107	1・2	こども家庭センターの運営	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、児童福祉部門と母子保健部門の機能を統合した全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談機関を運営する。	○	○	○	○		子育て支援課

基本施策③ 教育・保育の充実

計画 ページ	取組 事項	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
99	1	子ども・子育て支援施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の児童及び0から2歳までの住民税非課税世帯の児童を対象に、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園及び幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	○					保育課
99	2・8・11	大栄幼稚園管理運営事業	大栄幼稚園の管理運営及び幼児の教育振興に必要な事業の推進を図る。	○					保育課
99	3・7・9 11・12	保育園運営事業	共働き世帯の増加等、年々増加傾向にある保育需要に対応するため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする乳幼児の健全な育成を図るため、全13園の公立保育園を運営する。	○					保育課

基本目標２ こどもが安心して育つための家庭への支援

基本施策④ 生活に困難等を抱える子育て家庭への支援

計画 ページ	取組 事項	事業名	事業内容 ※令和６年８月時点	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
109	3	小学校就学援助費支給事業 中学校就学援助費支給事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者からの申請を受け、援助が必要な児童を認定し、学校生活に必要な物品や給食費等を支給する。		○	○		○	学務課
110	11	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。（国制度）	○	○	○		○	子育て支援課